

# 「約款・規定集（法人のお客さま用）」の新旧対照表

2024年3月

2024年4月1日を効力発生日として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
個人情報の保護に関する基本方針	
13.保有個人データの開示等の求めに応じる手続 当社は、保有個人データについて、利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、第三者への提供の停止または第三者提供記録の開示（以下まとめて、開示等といいます）の求めがあるときは、当社所定のお申し込み手続に従ってお受けします。 詳しくは、【個人情報開示等お申し込み手続のご案内】にてご案内していますのでご参照ください。 なお、概要は以下のとおりです。 (1)～(3)（省略） <p style="text-align: center;">(削除)</p>	13.保有個人データの開示等の求めに応じる手続 当社は、保有個人データについて、利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、第三者への提供の停止または第三者提供記録の開示（以下まとめて、開示等といいます）の求めがあるときは、当社所定のお申し込み手続に従ってお受けします。 詳しくは、【個人情報開示等お申し込み手続のご案内】にてご案内していますのでご参照ください。 なお、概要は以下のとおりです。 (1)～(3)（省略） (4)手数料とその徴収方法 <u>利用目的の通知および開示の求めについては、当社所定の方法に従い手数料をいただきます。</u>
2024年4月1日更新	2023年10月1日更新
証券取引約款	
第12章 雑則	
第106条の3(お客さまの情報の第三者提供に関する同意) 1 <u>お客さまは、お客さまが当社の口座において保有または取引をされる有価証券等（投資信託等の場合には、その財産に組み入れられている有価証券等を含みます。以下この条において同じ。）について、外国の金融商品市場または金融事業に関する監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下この条において同じ。）がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散活動への資金供与または経済制裁関係法令等への対策、証券取引に係る犯則事件または当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該外国の法令諸規則等に基づく調査（お客さまの実質的支配者に関する調査を含みます。）を行う場合、または当該有価証券等の発行者もしくはその管理・監査等を行う事業者が、マネー・ローンダリング規制等遵守を目的として、当該有価証券等の保有者、受益者もしくは実質的支配者等の確認を行う場合に、当該監督当局、当該有価証券等の売買に係る外国証券業者、当該有価証券等を管理・保管する機関、当該有価証券等の発行者もしくはその管理・監査等を行う事業者またはこれらの者から当該事項に係る委任を受けた者に対し、お客さまの情報（所在地、名称、連絡先、所有する有価証券等の数量、取引履歴その他当該場合に必要と認められる範囲に限り、）が当社から直接または当該有価証券等の発行者その他の関係者（当該有価証券等が投資信託の場合、その委託者、受託者を含みます。）を通じて、間接的に提供されることがあることに同意するものとします。なお、お客さまの情報に個人情報が含まれる場合には、当該個人情報については個人情報の保護に関する法律その他の関係法令・ガイドラインに従い取り扱うものとします。</u> 2 <u>当社がお客さまの情報等（個人データが含まれる場合に限り、）を外国にある第三者に提供する場合における同意取得時の当該外国の国名や個人情報の保護に関する制度等の公表について、どの外国の監督当局等から提供要請を受けるかをあらかじめ把握することができない場合や提供先の第三者が所在する外国が定まっていなかった場合は、当該外国が特定された際に当該外国の国名や個人情報の保護に関する制度等を当社のホームページにて公表します。</u>	(新設)
2024年4月1日改定	2023年10月1日改定
外国証券取引口座約款	
第4章 雑則	
(申込者の情報の第三者提供に関する同意) 第34条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の情報（所在地、名称、連絡先、所有する外国証券の数量、取引履歴その他当該場合に必要と認められる範囲に限り、）が提供されることがあることに同意するものとします。	(申込者の情報の第三者提供に関する同意) 第34条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の情報（所在地、名称、連絡先、所有する外国証券の数量その他当該場合に必要と認められる範囲に限り、）が提供されることがあることに同意するものとします。

<p>(1)~(3) (省 略)</p> <p>(4)外国証券の売買を執行する我が国以外の国等又は管理地の金融商品市場の監督当局 (当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者、当該外国証券を管理・保管する機関又はこれらの者から当該事項に係る委任を受けた者</p> <p>(5)外国証券の発行者並びにその管理及び監査等を行う事業者が、マネー・ローンダリング規制遵守を目的として、当該外国証券の株主、受益者及び実質的支配者等の確認を行う場合 当該外国証券の発行者並びにその管理及び監査等を行う事業者</p> <p>2~3 (省 略)</p>	<p>(1)~(3) (省 略)</p> <p>(4)外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局 (当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者、当該外国証券を管理・保管する機関又はこれらの者から当該事項に係る委任を受けた者</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2~3 (省 略)</p>
2024年4月1日改定	2023年4月1日改訂
<p style="text-align: center;">外国証券償還金・配当金・利金・分配金の支払代理受領事務に ご留意いただく事項</p>	<p style="text-align: center;">外国証券償還代金・利金・分配金の支払代理受領事務に ご留意いただく事項</p>
<p>(1)商品説明資料等について お客さまの投資判断の参考のために作成いたしております、商品説明資料(外国証券情報を含む)等は、目論見書、発行要項等(以下、「目論見書等」といいます。)の主要箇所を、抜粋・要約をしたものであり、対象とする外国証券のすべての情報が記載されたものではありません。 なお、ここでいう外国証券とは、日本証券業協会が規則に定める外国証券をいい、日本国外において円建てで発行される外国証券を含みます。</p> <p>(2)S M B C日興証券株式会社の役割 当社の保管機関に保管されている外国証券の償還金ならびに配当金、利金および収益分配金等の果実(以下、「償還金等」といいます。)につきましては、外国証券取引口座約款第17条および証券取引約款第29条の規定に従い、当該外国証券の発行者、または支払代理人から、当社がお客さまに代わって受領し、お客さまにお支払いいたします。</p> <p>(3)お客さまへのお支払い時期 すべての外国証券の償還金等の支払手続きは当社の保管機関を通じて行われます。 当社は当社の保管機関の当社口座において償還金等を代理受領し、公租公課・諸費用を控除の上、お客さまにお支払いいたしますが、時差の関係から、原則として、海外支払日の翌国内銀行営業日にお客さまにお支払いいたします。 また、当該海外支払日が、目論見書等に規定されている国・都市、もしくは、支払代理人の所在する国・都市の銀行休業日に当たる場合は、当該国・都市における償還金等の支払いは一般には翌銀行営業日になりますので、国内でのお客さまへの支払日もそれに準じて変更されます。</p> <p>(4)外国証券に関する権利の処理等に付随するリスク 外国証券に関する権利の処理等は、 ①目論見書等および対象証券に関する契約書等 ②当社が当社の保管機関と締結した代理人契約 ③外国証券取引口座約款および証券取引約款 の定めに従って行われますが、一般には、外国証券に関する権利の処理等において、以下のような代表的なリスクがあります。 イ. 支払日時の遅延 発行者・支払取扱銀行・事務取扱機関・保管機関等の送金手続きミス等により、海外支払日に当社の保管機関の当社口座に入金されなかった場合、お客さまへのお支払いが遅延することがあります。また、発行者・支払取扱銀行・事務取扱機関・保管機関等の事務処理等のミスにより、当初支払予定額と異なる金額が当社の保管機関の当社口座に入金された場合、事実確認のため、お客さまへのお支払いが遅延することがあります。 ロ. 支払額と支払予定額の相違 当社の保管機関が独自の償還金・利金計算方法を採用していることにより、端数処理(為替レートや適用金利等)の影響で、目論見書等の記述と相違する金額の支払を行った場合、当初予定された金額を</p>	<p>(1)商品説明資料等について お客さまの投資判断の参考の為に作成致しております、商品説明資料(外国証券情報を含む)等は、英文で作成された、もしくは作成される予定である発行目論見書の主要箇所を、抜粋・要約をしたものであり、対象とする外国証券の全ての情報が記載されたものではありません。 なお、外国証券には、ユーロ円債(ユーロ市場で発行されたデュアル債、リバースデュアル債を含む)も含まれます。</p> <p>(2)S M B C日興証券株式会社の役割 当社の保管機関に保管されている外国証券の償還代金・利金・分配金につきましては、外国証券取引口座約款第17条及び証券取引約款第29条の規定に従い、当該外国証券の発行者、または支払代理人から、当社がお客さまに代わって受領し、お客さまにお支払い致します。</p> <p>(3)お客さまへのお支払い時期 すべての外国証券の償還代金・利金・分配金の支払手続きは当社の保管機関を通じて行われます。 当社は当社の保管機関の当社口座において償還代金・利金・分配金を代理受領し、公租公課・諸費用を控除の上、お客さまにお支払い致しますが、時差の関係から、原則として、海外支払日(商品説明書及び発行目論見書に記載の支払日)の翌国内銀行営業日にお客さまにお支払い致します。 また、当該海外支払日が、発行目論見書に規定されている国・都市、もしくは、支払代理人の所在する国・都市の銀行休業日に当たる場合は、償還代金・利金・分配金の海外現地支払日は一般には翌銀行営業日になりますので、国内でのお客さまへの支払日もそれに準じて変更されます。</p> <p>(4)外国証券に関する権利の処理等に付随するリスク 外国証券に関する権利の処理等は、 ①発行目論見書及び対象証券に関する契約書等 ②当社が当社の保管機関と締結した代理人契約 ③外国証券取引口座約款及び証券取引約款 の定めに従って行われますが、一般には、外国証券に関する権利の処理等において、以下のような代表的なリスクがあります。 イ)支払日時の遅延 発行者・関係銀行・保管機関等の送金手続きミス等により、海外支払日に当社の保管機関の当社口座に入金されなかった場合、お客さまへのお支払いが遅延することがあります。また、発行者・関係銀行・保管機関等の事務処理等のミスにより、当初支払予定額と異なる金額が当社の保管機関の当社口座に入金された場合、事実確認の為、お客さまへのお支払いが遅延することがあります。 ロ)支払額と支払予定額の相違 当社の保管機関が独自の償還金・利金計算方法を採用していることにより、端数処理(為替レートや適用金利等)の影響で、発行目論見書の記述と相違する金額の支払を行った場合、当初予定された金</p>

<p>お客さまにお支払いできないことがあります。こうした不測の事態が発生した場合、当社は可能な限り、その背景や発生原因の究明、支払目処の確認等を発行体・支払取扱銀行・事務取扱機関・保管機関等に行うとともに、事実関係についてお客さまに速やかにご連絡いたします。</p> <p>また、当社がお客さまへお支払いした後に、当社の保管機関の当社口座への入金が行われなかった場合は、発行体や保管機関の事務処理のミス等の場合を含め、お客さまよりご返金いただきます。</p>	<p>額をお客さまにお支払いできないことがあります。こうした不測の事態が発生した場合、当社は可能な限り、その背景や発生原因の究明、支払目処の確認等を発行体・関係銀行・保管機関等に行うとともに、事実関係についてお客さまに速やかにご連絡いたします。</p> <p>また、当社がお客さまへお支払した後に、発行体や保管機関の事務処理等のミスにより当社の保管機関の当社口座への入金が行われなかった場合は、お客さまよりご返金頂きます。</p>
2024年4月1日改定	2023年4月1日改訂
国内外貨建債券償還金・利金の支払代理受領事務に関し ご留意いただく事項	国内外貨建債券償還代金・利金の支払代理受領事務に関し ご留意いただく事項
<p>お客さまへのお支払い時期</p> <p>当社は証券取引約款第85条の2(国内外貨建債券に関する権利の処理)に基づき、当社保護預りの国内外貨建債券の償還金・利金をお支払いいたします。</p> <p>原則として、「外国証券償還金・配当金・利金・分配金の支払代理受領事務に関しご留意いただく事項(3)お客さまへのお支払い時期」に準じて、発行要項等に記載の支払日の翌国内銀行営業日に、お客さまにお支払いいたします。また、当該支払日が発行要項等に規定されている国・都市の銀行休業日に当たる場合は、償還金・利金の支払日は一般には翌銀行営業日になりますので、国内でのお客さまへのお支払いもそれに準じて変更されます。</p>	<p>お客さまへのお支払い時期</p> <p>当社は証券取引約款第85条の2(国内外貨建債券に関する権利の処理)に基づき、当社保護預りの国内外貨建債券の償還代金・利金をお支払い致します。</p> <p>原則として、「外国証券償還代金・利金・分配金の支払代理受領事務に関しご留意いただく事項(3)お客さまへのお支払い時期」に準じて、発行要項等に記載の支払日の翌国内銀行営業日に、お客さまにお支払い致します。また、当該支払日が発行要項等に規定されている国・都市の銀行休業日に当たる場合は、償還代金・利金の支払日は一般には翌銀行営業日になりますので、国内でのお客さまへのお支払いもそれに準じて変更されます。</p>
2024年4月1日改定	2023年4月1日制定

最新の「約款・規定集(法人のお客さま用)」に関する情報は、当社HP (<https://www.smbcnikko.co.jp/service/account/yakkan/index.html>) においてご確認ください。スマートフォン用アクセスページはこちら→

